

北米保第7136号

平成22年6月22日

函館市長殿

外務省北米局日米安全保障条約課長



米国海軍艦船の入港に関する照会について

平成22年6月16日付けで、貴職から米国海軍艦船の入港に関する照会があった件につき、下記のとおり回答いたします。

記

貴信1について

1991年の水上艦及び攻撃型潜水艦を含む米国海軍の艦船及び航空機から戦術核兵器を撤去する旨の発表、1994年の水上艦船及び空母艦載機から戦術核兵器の搭載能力を撤去する旨の発表、2010年4月の核トマホーク（TLAM/N）を退役させる旨の発表等、これまでに公にされた米国の核政策に基づけば、我が国政府としては、現時点において、核兵器を搭載する米国艦船の我が国への寄港はないと判断しています。また、御照会のあった米軍艦船「GUARDIAN（MCM5）」については、搭載能力がない以上、核兵器を搭載していないことにつき、我が国政府として疑いを有していません。

貴信 2 について

- (1) 従来から政府が一貫して述べているとおり、核兵器とは、原子核の分裂又は核融合反応により生じる放射エネルギーを破壊力又は殺傷力として使用する兵器のことであり、貫通力を高めるために劣化ウランを弾頭に使った劣化ウラン弾は、核兵器には該当しません。
- (2) なお、一般に、米軍は、劣化ウラン弾を含め、いかなる種類の弾薬がどこにどのくらい保管されているかについて、軍の運用及び保安のため公表しない方針を有しています。

つきましては、貴職におかれては、上記の次第を御勘案の上、今後とも米軍艦船の入港に際しては、日米安全保障条約の円滑な運用の観点から、しかるべく協力方お願いいたします。

アメリカ合衆国総領事館  
日本国札幌市

函館市長 西尾正範 様  
〒040-8688  
北海道函館市東雲町4-13

拝啓 函館市長様

米艦船ガーディアンの函館寄港に関する2010年6月14日付けの貴信どうもありがとうございました。

日米相互協力および安全保障条約の合意事項により、米国政府は東京の米国大使館を通して、米国海軍の艦船の日本への寄港に関して、日本政府に対し通知することになっております。従いまして、米国艦船の積搭載の有無に関するご質問に関しては、貴職の方から日本の外務省に直接問い合わせることをお勧めします。

日米同盟は日米安全保障体制を中心にきわめて重要な役割を果たしており、アメリカ合衆国と日本国の安全と繁栄を確実なものにするとともに、地域的、かつ世界的な平和と安定をもたらしています。私どもは二国間の協力に大変感謝しております。

敬具

米国総領事  
ダーナ・アン・ウェルトン